

弁明文①懲罰動議 1 回目（9 月 18 日）

本会議での発言は、秘密会の内容であるとは考えておりません。 よって、①から③について、私は秘密会の中身は公開しておりません。 具体的な保秘利益はなんら侵害しておりません。

また、2015 年 7 月 17 日 徴税等徴収対策強化特別委員会におきまして滞納者の名簿の用意がある旨とともに、 議事録にこのような記述があります。

○徴収対策課長【川口かやみ君】 本日お配りしました、こちらの資料につきましては、冒頭、副委員長の方から、各自で保管ということをお願いいたしましたが、ご自宅に持って帰ることや保管が難しい方につきましては、そのまま置いておいていただければ、当課の方で保管いたします。

この議事録は秘密会直後に発言された内容であり、私がお話しした内容と同じ内容であると思われます。 そもそも議事録に載っていることであり、なんら秘密会の内容ではございません。 また、秘密会の議事は何人も他に口外してはならない、と議会規則にあります、私が話しましたお話しは議事ではありません。

そもそも守秘義務の原則とは、我々個々人の人権が尊重され、皆が守られるための規則であり、 なんでも秘密にして良いというものではありません。 誰かの権利や自由が侵害されないための秘密であります。

私の発言内容がどうして懲罰対象になるのか理解できません。

むしろ私の発言は町民の個人情報を守るための発言であります。 誰の不利益にも、自由を侵す内容でもないものに対して公言したことへ 懲罰動議が出されたことは大変遺憾であり、 私はたとえこの懲罰動議が出されたとしても、湯河原町民の為に公益性の為に発言したことという意味は変わりませんことをここに表明いたします。